

○荊田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程

令和5年9月14日

告示第10号

(目的)

第1条 この告示は、本町の区域外で生じた一般廃棄物を町内の処理施設に搬入する市町村又は一部事務組合等(以下「市町村等」という。)の当該搬入に係る手続を定めることにより、本町と市町村等の一般廃棄物処理計画の調和を図るとともに、市町村等に対して、環境保全協力金(以下「協力金」という。)の支払を求め、環境保全に対する施策の財源に充てることにより、町民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (2) 処理施設 法第7条第6項に基づき、本町の許可を受けた一般廃棄物処理施設をいう。

(事前協議)

第3条 町長は、市町村等から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定による通知(以下「委託通知」という。)を受けた場合であって、搬入される一般廃棄物が適正かつ円滑に処理されるために特に必要があると認めるときは、事前協議を行うことができる。

- 2 町長は、前項の事前協議を行うときは、市町村等に一般廃棄物搬入事前協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)の提出を求めるものとする。
- 3 協議書には、その審査に関して町長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 町長は、協議書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに一般廃棄物搬入事前協議承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により市町村等に通知するものとする。

(委託通知)

第4条 前条第1項に規定する委託通知は、一般廃棄物を搬入する年度ごとに、一般廃棄物処分委託通知書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出することにより行うものとする。ただし、町長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 一般廃棄物を処理施設において処理しようとする理由を記載した書類
 - (2) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画
 - (3) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類
 - (4) 一般廃棄物のダイオキシン類の量の分析、放射能濃度の測定等の結果を記載した書類
 - (5) 当該市町村等と処理施設の委託契約書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (協定)

第5条 町長は、委託通知の内容を審査し、相当と認めたとき(第3条第1項に規定する事前協議を行った場合は、同条第4項に規定する承認通知書により通知したとき)は、市町村等の長と一般廃棄物の搬入に関する協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。協定の内容を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 前項に規定する協定は、市町村等からの一般廃棄物の搬入前に、一般廃棄物の搬入に関する協定書(様式第4号)により行うものとする。

(一般廃棄物の搬入)

第6条 町長は、協定の締結をもって、当該市町村等の一般廃棄物の搬入について同意したものとする。

(一般廃棄物搬入実績の報告等)

第7条 市町村等は、前条に規定する搬入を行ったときは、搬入を行った一般廃棄物の数量を集計し、一般廃棄物搬入実績報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)により町長に報告するものとする。

2 前項の報告書は、4月から12月までの間の搬入については翌年の1月15日までに、1月から3月までの間の搬入については当該年度の末日までに提出しなければならない。

3 処理施設の設置者は、市町村等ごとの一般廃棄物の受入量について年度ご

とに集計し、当該年度の末日までに町長に報告するものとする。

- 4 町長は、必要に応じ、市町村等の名称並びに搬入する一般廃棄物の種類及び数量を公表することができる。

(協力金の額等)

第8条 町長は、市町村等に対し、協定に基づき協力金の支払を求めるものとする。

- 2 協力金の額は、次に掲げるとおりとし、1トン未満の端数は、切り上げるものとする。

(1) 県内の市町村等が搬入する一般廃棄物 1トン当たり500円

(2) 県外の市町村等が搬入する一般廃棄物 1トン当たり1,000円

- 3 町長は、報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、環境保全協力金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により市町村等へ通知するものとする。

- 4 町長は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、協力金を免除することができる。

(1) 災害等により発生した一般廃棄物を処分する場合

(2) その他町長が必要と認める場合

(協力金の支払)

第9条 市町村等は、確定通知書を受け取った日から起算して30日以内に協力金を支払うものとする。

- 2 町長は、市町村等が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予することができる。

(協力金の支払代行)

第10条 市町村等は、協力金の支払を処理業者に委任することができる。この場合において、市町村等は、支払を委任する書類等の写しを町長に提出しなければならない。

(協力金の使途)

第11条 町長は、第1条の目的を達成するため、協力金を本町の環境保全に対する施策の財源に充てるものとする。

(調査)

第12条 町長は、第1条の目的の達成に必要な限度において、市町村等からの

一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査に当たり、市町村等及び処理施設の設置者に対して報告を求めることができる。

(適用除外)

第13条 この告示の規定は、法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用しない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定による手続その他の必要な行為については、同日前においても行うことができる。

附 則（令和5年12月19日告示第13号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。